佐賀県規則第37号

佐賀県水産振興センター管理規則の一部を改正する規則 佐賀県水産振興センター管理規則(昭和48年佐賀県規則第68号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(業務報告)	(業務報告)
第8条 所長は、毎年度の業務報告書を作成して翌年度の <u>9月末日</u> までに知事に提出しなければならない。	第8条 所長は、毎年度の業務報告書を作成して翌年度の <u>5月15日</u> までに知事に提出しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。